国会事項

参議院

質問主意書転送

四月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

武器輸出三原則等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七三号）

ハーグ条約及び親権の在り方に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七四号）

裁判官訴追委員会への訴追請求に対する政府の見解に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七五号）

裁判官訴追委員会

終局裁判

平成24年（訴）第１号　罷免訴追事件

判　　決

本　籍　　岐阜県岐阜市柳津町上佐波四丁目317番地

住　居　　大阪府枚方市香里ケ丘四丁目15番地の２　香里合同宿舎512号室

大阪地方裁判所判事補

華　井　俊　樹

昭和59年９月26日生

主　　文

被訴追者を罷免する。

理　　由

第１　認定した事実

１　被訴追者の経歴

被訴追者は、平成23年１月16日、判事補に任命され、同日付けで大阪地方裁判所判事補に補せられ、今日に至っている者である。

２　罷免事由に当たる被訴追者の行為

被訴追者は、大阪地方裁判所判事補として勤務していた平成24年８月29日午前８時30分頃、大阪府寝屋川市早子町16番11号所在の京阪電気鉄道株式会社京阪本線（以下「京阪本線」という。）寝屋川市駅から同市萱島本町198番１号所在の同線萱島駅までの間を走行中の電車内において、乗客のＡに対し、録画状態にした携帯電話機を右手に持って同女の背後からそのスカートの下に差し入れ、同スカート内の下着を動画撮影し、もって、人を著しくしゅう恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、公共の乗物における衣服等で覆われている人の下着を撮影したものである。

第２　証拠の標目

（括弧内の甲乙の番号は証拠等関係カードにおける裁判官訴追委員会請求証拠の番号を示す。）

全部の事実について

１　被訴追者の当公判廷における供述

２　「被審査裁判官華井俊樹の事情聴取書」と題する書面（乙４）

第１の１の事実について

１　被訴追者の司法警察員に対する供述調書写し（乙１）

２　履歴書写し（乙５）

第１の２の事実について

１　被訴追者の検察官に対する供述調書写し（乙３）及び司法警察員に対する供述調書写し（乙２）

２　菅昭裕の司法警察員に対する供述調書写し（甲２）、Ａの司法警察員に対する供述調書写し（甲５）

３　現行犯人逮捕手続書（乙）写し（甲１）、「犯行日時場所の特定について」と題する書面写し（甲３）、「逮捕者、被害者による被害状況等の再現について」と題する書面写し（甲４）、電話聴取報告書写し（甲６、７）、「携帯電話機の領置経過について」と題する書面写し（甲８）、「被疑者華井俊樹が盗撮した画像の写真撮影について」と題する書面写し（甲９）「被疑者華井俊樹による犯行状況の再現について」と題する書面写し（甲11）

４　起訴状等写し（甲12）、略式命令写し（甲13）、証明書（甲14）

第３　法律上の判断

１　裁判官弾劾法第２条第２号該当性について

⑴　前提となる事実

関係各証拠によれば、前記第１の２で認定した事実のほか、以下のような事実が認められる。

ア　本件行為に至る経緯等

被訴追者は、平成23年１月に大阪地方裁判所に裁判官として勤務するようになり、通勤で京阪本線を利用するうちに、満員電車の中で近くにいる女性の下着を盗撮してみたいと思うようになり、平成23年の春頃から盗撮行為をするようになった。盗撮方法としては、写真だとシャッター音がするので、事前に動画撮影状態にしておいた携帯電話機をポケット等に忍ばせておき、満員電車の中で撮影の機会を狙い、人目につかないように、スカート丈の短い女性の背後から数秒間携帯電話機をかざして撮影するというものであった。その後、被訴追者は、平成23年10月に結婚したこともあり、その前後半年程度は盗撮行為を中断していたが、平成24年の４月に刑事部から民事部へ異動してから再び盗撮を行い始め、いずれ盗撮行為が発覚すれば取り返しのつかないことになると理解しながらも、これをやめることができず、同年５月から６月にかけては週に１回程度の頻度で繰り返すようになり、本件行為に至るまでに20回程度の同様の盗撮を行った。

イ　本件行為の状況

被訴追者は、平成24年８月29日午前８時頃、出勤のため家を出て最寄駅の京阪本線香里園駅のホームで電車を待っていたところ、そのホーム上で電車を待っているスカートをはいた本件Ａを発見し、今日はこのＡを盗撮しようと思い、そのままＡが立っている列の後ろに並んだ。その時いつものように盗撮の事前準備として携帯電話機の動画撮影を開始し、ズボンの右ポケットに忍ばせておいた。続いて、電車の扉が開いてＡが電車に乗り込んだので、被訴追者もその後について乗ったが、その時車内は、満員といえる状態ではなく、盗撮行為をするには人目につくと思ったため、すぐには盗撮を開始せず、持ってきていた小説を鞄から取り出し、左手で持ち読み始めた。その後、電車が次の寝屋川市駅に停車し、車内が混雑してきた頃を見計らって盗撮を開始することにし、電車が次の萱島駅に到着するまでの間に左手で小説を開いたままの状態で、やや膝を折り、身体を前かがみにして、右手をＡのスカートの下に伸ばして盗撮を行った。その際、スカートの中に携帯電話機を差し入れたのはほんの数秒間であったが、撮影中はレンズの横に付いた照明が白色に点灯するので、その光が漏れないように人差し指で押さえ、数秒後、再び手を元の位置に戻し、また盗撮する機会を狙っていた。このような経緯で、本件被訴追者は、前記第１の２記載の事実の行為に及んだものである。

ウ　刑事事件の経緯

被訴追者は、本件行為について、電車が萱島駅に到着した時、同じ電車内にいた男性に、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（以下「迷惑防止条例」という。）違反の罪で現行犯逮捕され、平成24年８月30日に処分保留で釈放されたが、同年９月10日、大阪区検察庁が大阪簡易裁判所に対し、略式命令を請求し、同日、同裁判所は、被訴追者に対し、求刑どおりの罰金50万円の略式命令を発令し、同月25日、同命令は確定した。